



①番窓口（薄黄色）：証明発行系 住民票・印鑑証明・戸籍・年金証明・住民票記載事項・外国人登録済証明など
②番窓口（赤色）：住民異動系（住民異動系統合窓口） 転入届・転出届・転居届・死亡届・出生届・婚姻届・離婚届・入籍届・転籍届など
③番窓口（薄青）：保険年金係 国民健康保険・国民年金・後期高齢
④番窓口（白）：税 税関係証明・住民税・固定資産税・軽自動車税・収納
⑤番窓口（橙）：福祉系（福祉系統合窓口） 生活保護・児童・母子・介護・包括・障害

お客さまの住民異動届に関連する各種手続きをサポートしている統合窓口が、1月5日（月）から異動系統合窓口のほか福祉系統合窓口の2つの窓口になります。住民異動等の場合は、②番窓口の手続き後、福祉関係の手続きがある場合は、⑤番窓口へ移動していただくこととなります。ご理解とご協力をお願いします。

■住民課 ☎820 - 5 6 0 4、民生課 ☎820 - 5 6 3 5

# 住民異動系統合窓口 が変わります

## 4月から 熊野町福祉事務所を 設置します

事務内容	
項目	概要
生活保護に関すること	生活保護の開始・変更・停止・廃止 生活保護の方法の決定・実施など
児童の福祉に関すること	児童扶養手当の認定と支給 助産施設及び母子生活支援施設への保護
障害児（者）の福祉に関すること	障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の認定と支給
母子及び寡婦の福祉に関すること	母子自立支援員によるひとり親家庭などへの自立の支援にかかる相談
家庭内暴力の防止に関すること	配偶者からの暴力の防止に関する相談や被害者の自立に向けた相談

4月から、民生課と福祉課内に「熊野町福祉事務所」を設置します。

これまで広島県が行っていた左記の業務を熊野町が行うようになります。これにより、迅速な事務処理や地域の実態に則したきめ細やかな対応が可能となり、住民の皆さんに便利で質の高いサービスを提供していきます。

■民生課 ☎820 - 5 6 3 5  
福祉課 ☎820 - 5 6 0 5

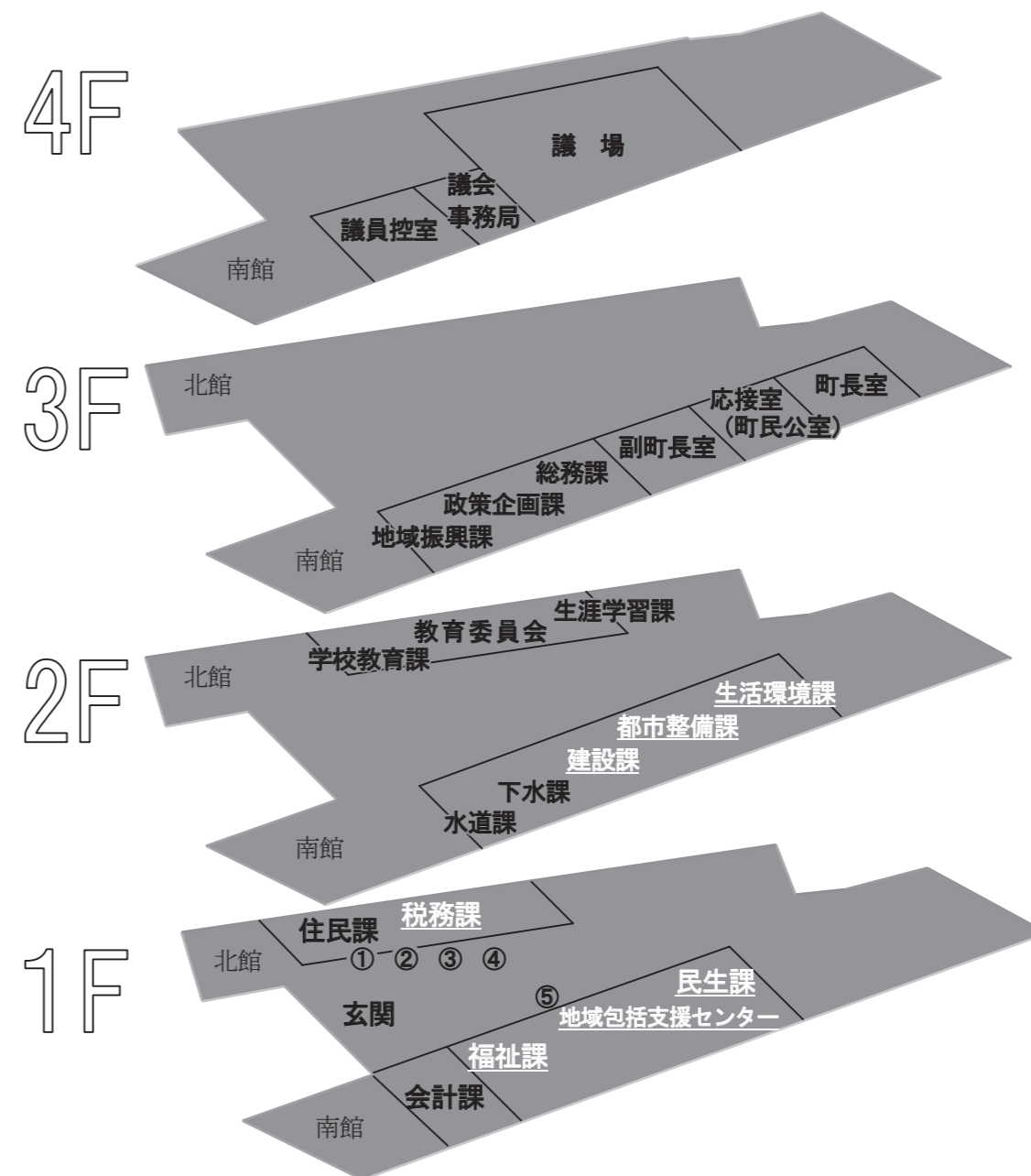


（総務課）

場所を変更する課	変更先場所
税 務 課	北館 1F
民 生 課	南館 1F
福 祉 課	南館 1F
生 活 環 境 課	南館 2F
建 設 課	南館 2F（フロア内移動）
都 市 整 備 課	南館 2F（フロア内移動）

1月5日（月）から事務再編に伴い、課の配置が変わります。場所が変更する課は次のとおりです。

## 役場館内図



※場所が変更した課は白い文字で表示しています。  
※丸数字は窓口番号です。（P5の窓口案内表を参照してください）

# 課の配置が変わります